

第5章 削減目標達成のための施策及び適応策に関する施策

地球温暖化対策は大きく分けて2つあり、1つは原因となる温室効果ガスの排出を削減・抑制する「緩和」、もう1つは既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して自然や社会のあり方を調整する「適応」があります。

温対法では、義務的記載事項として4つの施策分野（緩和策）が定められており、名護市の地域特性を考慮し、地球温暖化対策の基本方針を設定します。また、国や県で定めている適応策を踏まえ、本市における適応策についても示します。

気候変動と緩和策・適応策の関係

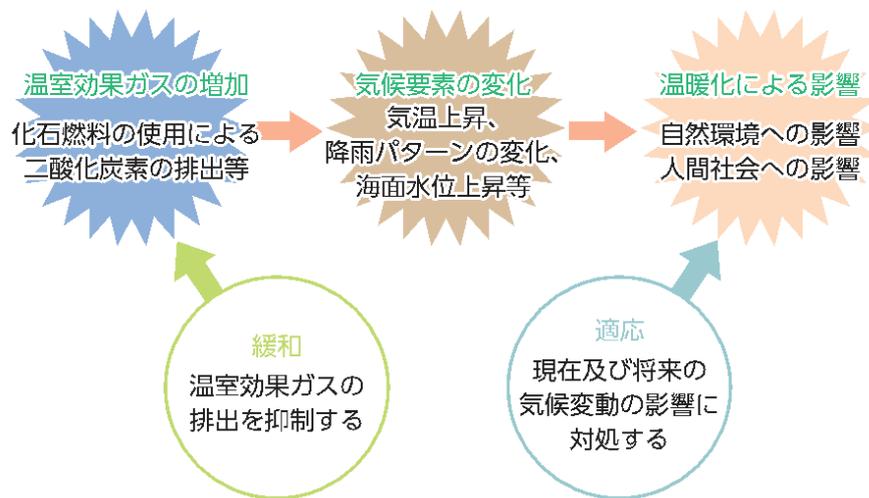


図 5-1 緩和と適応

出典:「環境白書」環境省

1 削減目標の達成のための施策

(1) 基本方針

二酸化炭素削減目標達成に向けて、次の4つの基本方針に基づき地球温暖化対策を進めます。

基本方針 1 家庭や職場での省エネ化の促進

基本方針 2 再生可能エネルギー等の利用促進

基本方針 3 低炭素なまちの整備・改善

基本方針 4 循環型社会の形成

(2) 施策の体系

施策の体系は次のとおりです。

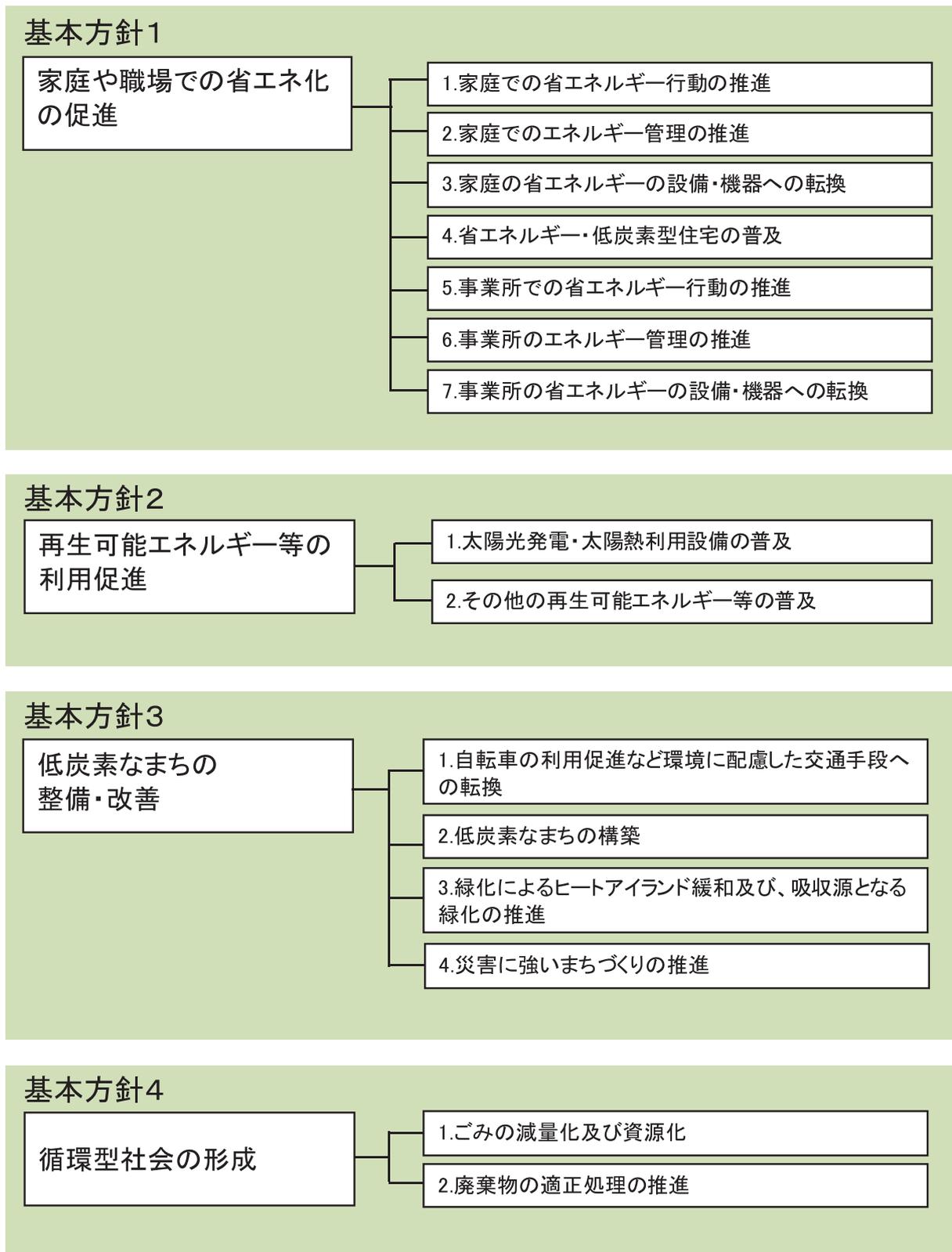


図 5-2 施策体系図